



令和7年12月10日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月10日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和7年12月10日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：山浦、日置

電話：092-472-2529





別紙

自動車の使用の停止処分（24営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
鹿児島	溝辺	2両×80日	鹿児島	安房	1両×60日
	財部	1両×98日		吉田	1両×60日
	水引	1両×98日		鹿児島西	1両×60日
	笠沙	1両×95日		上伊集院	1両×60日
	中甑	1両×92日		大隅垂水	1両×60日
	樋脇	1両×88日		上市来	1両×60日
	坊	1両×83日		伊集院	1両×60日
	山川	1両×80日		山田	1両×60日
	高山	1両×60日		日置	1両×60日
	田布施	1両×60日		頴娃	1両×60日
	田代	1両×56日		指宿北	1両×60日
	上屋久	1両×60日		指宿	1両×60日